

旭川市新庁舎の売店設置に向けた
サウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和3年9月

旭川市総務部職員厚生課

目次

1	調査の名称	P 1
2	調査の目的	P 1
3	運営主体	P 1
4	施設の概要	P 1 ～P 2
5	調査の項目	P 2
6	調査実施について	P 2 ～P 4
7	その他	P 4 ～P 5
8	問合せ及び連絡先	P 5

- 【様式】 ・参加シート（様式 1）
・対話シート（様式 2）
・質問票（様式 3）

- 【資料】 ・1 階平面図

1 調査の名称

旭川市新庁舎の売店設置に向けたサウンディング型市場調査（以下「調査」といいます。）

2 調査の目的

本市では、現在、新庁舎の建設工事を進めており、令和5年11月の供用開始を予定しておりますが、新庁舎の建設に当たり、市職員及び来庁者が利用できる売店の設置を計画しております。

本調査は、新庁舎の売店設置に関し、民間事業者の皆さまの関心度、事業の採算性（参入の可能性）、事業内容（営業時間、品揃え等）、運営に係るノウハウやアイデア等を把握し、売店運営の事業者募集要件や市職員及び来庁者が利用しやすいコンセプトの整理等に生かすことを目的としています。

3 運営主体

旭川市職員福利厚生会

※地方公務員法に規定する職員の福利厚生事業の実施について、本市の条例に基づき委任している団体

4 施設の概要

(1) 新庁舎概要

- ①建設地 旭川市7条通9丁目（現総合庁舎横）
- ②延床面積 24,616㎡
- ③階数 地下1階，地上9階
- ④売店面積 約117㎡（売店 約104㎡，準備室 約13㎡）
- ⑤駐車場 約370台（来庁者用314台）【現総合庁舎跡地及び第三庁舎跡地】
- ⑥駐輪場 約100台

(2) 売店の配置等計画

新庁舎内1階南側角（永隆橋通側）に配置

※間仕切，出入口の位置・形状は変更できません。

※仕上工事，設備・電気工事，また，陳列棚等の備品の設置については，事業者負担となります。

(3) その他

①入庁職員数 1,300人程度

②開庁時間 平日 8：45～17：15

【土日祝日，年末年始（12月30日～1月4日）は開庁】

※（参考）現総合庁舎の職員数：750人程度

※（参考）現庁舎（総合庁舎，第二庁舎，第三庁舎）の来庁者数：
一日当たり延3，000人程度

※ 建設事業の詳細は「旭川市総合庁舎建替基本設計」（旭川市ホームページに掲載）を
ご覧ください。

5 調査の項目

次の項目についてご意見，ご提案をお聞かせください。

スムーズな対話となるよう，事前に提出いただく対話シートの内容をもとに，対話を進
める予定です。

1 事業化（参入）に係る条件等

①運営形態（直営あるいはフランチャイズによる運営など）

②営業開始までに必要な準備期間

③契約期間

④営業時間等

※（参考）現総合庁舎の売店は，市役所開庁日の8：45から17：30まで営業

⑤販売品目・サービス

※（想定）販売品目等

・弁当，パン，菓子類等食品，飲料，文房具，日用品，切手，収入印紙・
証紙等

・証明写真機，コピー機の設置

⑥市から依頼があった商品等の販売協力の可否

2 費用負担について

①相応な使用料等

※施設使用料，光熱水費，加算料（*注）【「供用部分」清掃，警備，設備運転管理
等】があります。

（*注）～供用部分の費用負担経費

3 事業の採算性（参入の可能性）

4 その他

①事業募集時に提示してほしい資料や要望等

②懸念事項・自由提案

6 調査実施について

（1）スケジュール

①実施要領の公表・配布	令和3年9月13日(月)～11月5日(金)
②質問の提出	令和3年9月13日(月)～10月27日(水)
③調査への参加申込み	令和3年10月18日(月)～11月5日(金)
④調査の実施	令和3年11月15日(月)～11月29日(月)
⑤実施結果概要の公表	令和4年1月

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールの変更、中止、またオンライン方式による調査の実施等を検討する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 調査の流れ

①実施要領公表・配布

実施要領、様式及び資料を本市ホームページにて公表します。紙での配布を希望する場合は、令和3年11月5日(金)まで(土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで)に「8 問合せ及び連絡先」へ連絡してください。

②質問の提出

調査に関する質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

【受付期間】 令和3年9月13日(月)から11月5日(金)午後5時まで

【提出方法】 「質問票(様式3)」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受け付けた質問には電子メールで個別に回答します。

(調査の趣旨と関係のない質問など、内容により回答できない場合があります。)また、質問事項及び回答は原則として本市ホームページにて公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 syokuinkousei@city.asahikawa.lg.jp

※電子メールの件名は「旭川市新庁舎の売店設置に向けたサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

③調査への参加申込み

調査への参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

【受付期間】 令和3年10月18日(月)から11月5日(金)午後5時まで

【申込方法】 「参加シート(様式1)」及び「対話シート(様式2)」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、調査実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。(都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

【提出先】 syokuinkousei@city.asahikawa.lg.jp

※電子メールの件名は「旭川市新庁舎の売店設置に向けたサウンディング型市場調査【対話参加申込み】」としてください。

④調査の実施

申込みのあった民間事業者との間で、民間事業者(グループ)ごとに30~60分間

を目安に、個別に調査（対話）を実施します。活発な対話を実現するため、施設側、事業者側ともに参加者は 4 人程度を想定しています。特に資料は求めませんが、説明の補足に必要な場合は、当日お持ちください。

⑤実施結果概要の公表

調査の実施結果は、概要を本市ホームページで公表します。公表に当たっては、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮するとともに、事前に参加事業者の内容を確認します。なお、参加事業者の名称は非公表とします。

7 その他

(1) 調査の参加条件

調査の参加対象者は、事業の実施主体となる意向を有する民間事業者又はそのグループとします。法人の規模や営利非営利は問いません。なお、民間事業者又はそのグループの代表者が次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- ②参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者
- ④旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者
- ⑤国税及び地方税について滞納がある者

(2) 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられる場合は、調査（対話）を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 参加の取扱い

施設の管理運営等に関する事業者を公募する際に、調査の参加実績があることで優位となることはありません。

(4) 調査に関する費用

調査の参加に要する費用（書類作成、調査参加に要する旅費等）は参加事業者の負担とします。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含みます。）を行うことがあります。その際は

ご協力をお願いします。

8 問合せ及び連絡先

旭川市総務部職員厚生課

電子メールアドレス syokuinkousei@city.asahikawa.lg.jp

電話番号 0166-25-5467

住所 〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎5階